

長野県廃棄物処理計画（第6期）の策定について（最終報告）

資料1－1

1 検討経過及び今後のスケジュール(案)

資源循環推進課

期 日	内 容
R7年8月1日	第2回環境審議会(長野県廃棄物処理計画（第6期）の策定について諮問)
8月～11月	廃棄物専門委員会(計画全体の方向性(第1回)、資源循環、廃棄物の適正処理の推進の施策(第2～3回)、素案(中間報告案)(第4回)について検討)
11月18日	第4回環境審議会(長野県廃棄物処理計画（第6期）について中間報告)
11月～12月	パブリックコメント・市町村の意見聴取
R8年1月21日	第5回廃棄物専門委員会(最終報告案について検討)
2月9日	<u>第5回環境審議会（長野県廃棄物処理計画（第6期）について最終報告）</u>
2月中	環境審議会から知事への答申
3月中	長野県廃棄物処理計画（第6期）の策定・公表

【長野県環境審議会廃棄物専門委員】

(順不同・敬称略)

分 野	氏 名	所 属
学識経験者	小松 一弘(委員長)	信州大学工学部 教授
学識経験者	秋葉 芳江	長野県立大学大学院ソーシャル・イノベーション研究科 教授
排出事業者(小売業)	愛田 真也	(株)綿半ホームエイド 常務取締役
排出事業者(製造業)	中村 昌貴	マルコメ(株)生産本部生産サポート部環境課 課長
処理事業者	中村 幸宏	(一社)長野県資源循環保全協会 会長
経済団体	梶田 能孝	(一社)長野県経営者協会 総務部次長
市民・NPO等	新井 あゆみ	長野県消費者団体連絡協議会 副会長
自治体(市)	遠藤 俊治	大町市民生部生活環境課 課長
自治体(町村)	岩波 美雪	下諏訪町住民環境課 課長

2 廃棄物専門委員等からの主なご意見及び対応状況

□は、第4回環境審議会 第5回廃棄物専門委員会でのご意見

項目	ご意見	対応状況
計画全般	第6期計画では、循環経済（サーキュラーエコノミー）と災害廃棄物が最重点課題になると思われる。	第6期計画の主な見直しポイントに位置付け、それぞれ新たな節を設けています。（P6、P42～P46、P110～P114）
	地域の特性を活かす視点を盛り込んでほしい。	「長野県版エシカル消費」、プラスチック製から木製（県産材）へ転換する取組の普及啓発、「信州の環境にやさしい農産物認証」等について記載しています。（P41、P44 等）
	県の計画と市町村の計画が補完しあうようなイメージになるとよいと思われる。（第2回環境審議会）	計画策定に当たり市町村への意見聴取を行うほか、計画策定後も機会を捉えて市町村に周知・説明していきます。
	資源循環の推進が重要な要素となってきており、「廃棄物処理計画」という計画の名称の見直しも検討してはどうか。（第5回専門委員会）	計画の名称を「長野県循環型社会づくり推進計画」に変更します。（P1 他）
循環経済への移行の推進 (第4章第1節)	循環経済への移行の推進に力を入れて取り組むことが分かるような記載をしてほしい。	第6期計画のポイントであり、4Rを含めて広範な分野に関する取組であるため、第4章のトップで記載しています。（P42～P46）
	循環経済は、産業界がしっかりと取り組まないと達成できない。県として循環経済を推進するのであれば、事業者への支援体制を考えなければならない。	製品開発等への支援体制の構築、資源循環に配慮した製品の設計、製造技術や材料の開発等に対する支援等、製造段階における取組について記載しています。（P44 他）
	図4-1-1「循環経済のイメージ」については、もう少しリユースの位置付けを分かるようにしてはどうか。（第4回環境審議会）	使用には新品の使用だけでなく再使用（リユース）も含まれるため、図4-1-1中の注釈としてその旨を記載します。（P42）
4R（3R+リプレイス）の推進 (第4章第2節～第5節)	「4R」（という言葉）が浸透していないのではないか。	広報啓発において可能な限り「4R（3R+リプレイス）」を使用し、「リプレイス」を積極的にアピールしていきます。
	資源循環の推進に関する取組は5R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス、リフューズ）としてはどうか。（第4回環境審議会）	現行計画では、リフューズは廃棄物の発生抑制につながることから、リデュースの取組に位置付けており、第6期計画でもこの位置付けとします。なお、リデュースの取組のうち、不要なストローや使い捨てスプーン、レジ袋等を断ることがリフューズの取組であることが分かるように記載します。（P48、P49）
	リターナブル容器は、何度も繰り返し使うという点でサーキュラーエコノミーに非常にマッチしている。リターナブル容器の価値や仕組みを広めることについても記載するべきである。（第4回環境審議会）	リターナブル容器に関するコラムを記載します。（P59）

項目	ご意見	対応状況
4R（3R+リプレイス）の推進 (第4章第2節～第5節)	<p>一般廃棄物を一般家庭でしっかりと分別できる体制を整えていただきたい。</p> <p>太陽光パネルのリサイクルについては、行政も支援体制を構築し、民間事業者と協力していく必要がある。</p> <p>リプレイスの内容が理解しづらいため、県民がどのようなことをすればリプレイスにつながるのかを具体的に示していく必要がある。</p>	<p>適切な分別排出を県民等の役割に明記するとともに、リサイクルにおける分別排出の推進について記載しています。（P39、P67）</p> <p>事業者への情報提供等の実施します。また、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、リサイクル推進法の運用に当たり連携協力します。（P65）</p> <p>県民、事業者、市町村によるリプレイスの取組例を記載しています。（P72）</p>
食品ロス削減 (第4章第6節)	<p>スーパー等での値引き販売では限界がある。企業や事業者にフードバンク窓口を紹介する形が取れると有効活用につながる。</p> <p>食品ロス削減推進センターの育成・活用について、計画に記載してほしい。（第2回環境審議会）</p> <p>「食品ロスの半分は家庭からの発生」という文言や「日本の食品ロスの状況」に関する図（農林水産省作成）を入れると効果的だと思う。（第4回環境審議会）</p> <p>食品ロスの削減について、女性が関わる様々な団体への働きかけを行う文言をどこかに入れていただきたい。（第4回環境審議会）</p> <p>食品ロス削減推進センター制度について、インターネットを使用できる環境にない方のために市町村が事務局となり、資格受講のための講座が開催されることが望ましく、少し具体的に記載してほしい。（第4回環境審議会）</p>	<p>事業者と活動団体のマッチングの場の提供について記載しています。（P78）</p> <p>食品ロス削減推進センター制度の活用、周知啓発について記載しています。（P79～P80）</p> <p>食品ロスの現状に農林水産省作成の家庭系・事業系それぞれの食品ロス発生量を表した図を既に記載しています。（P23）</p> <p>食生活に関わる地域団体との連携を強化する旨を記載します。（P79）</p> <p>市町村等と連携して食品ロス削減推進センター制度の普及促進を図る旨を記載します。（P79～P80）</p>
廃棄物の適正処理 (第5章第1節)	リチウムイオン電池が使用されている製品や使用済リチウムイオン電池の適正廃棄について、県としても県民、事業者にしっかりと周知いただきたい。	リチウムイオン電池が使用されている製品や適切な排出方法について、住民に周知啓発を行うことを記載しています。また、市町村や事業者への情報提供等とともに、制度の構築について国に要望していくことを記載しています。（P93）

項目	ご意見	対応状況
災害廃棄物の処理 (第5章第2節)	市町村が仮置場を確保するに当たっての県の役割（調整役、市町村の後押し等）を記載したほうがよい。	仮置場の確保に困難があるなどの場合に、広域連携の強化等の対応を市町村とともに検討するほか、活用可能な県有地に関する情報の整理を進めることを記載しています。（P111）
	公費解体を迅速に行うためには、全壊、半壊の調査の迅速化も必要である。	申請手続き等を含めた公費解体の迅速・円滑化に向けた市町村への支援について記載しています。（P111～P112）
	住民も日頃から災害の発生について意識することが重要である。	住民の役割として、日頃から災害に備える意識を高めることを記載しています。（P113）
その他	数値目標については、傾向等、根拠資料を示しながら、説明・設定していくことが必要と思われる。 ごみ減量やリサイクル等の取組と数値目標との関連性が分かるようになるとよいと思われる。（環境審議会）	令和12年度までの推計及び数値設定の考え方を記載しています。（P25～P38）また、総合的な項目について高い目標を設定し、その目標の達成に向けて個別の取組を推進という考え方によりました。
	数値目標に関する状況は、少し詳しく、前年度との比較が分かるようになる等の工夫をしてほしい。（環境審議会）	計画策定後の進捗管理において、分かりやすい表現になるよう工夫します。
	県庁内で他部局との横断的な関わりを積極的に進めてほしい。	循環経済及び食品ロス削減を中心に、関係部局とともに内容を検討しました。施策の展開については、関係部局の取組も積極的に記載しています。

3 市町村への意見照会の結果について

(1) 意見照会期間 令和7年11月25日（火）から令和7年12月12日（金）まで

(2) 意見の提出数 9件

(3) 意見の概要

番号	ご意見	県の考え方
1	<p>【目次】 現行計画と同様、目次において、「長野県食品ロス削減推進計画」及び「長野県ごみ処理広域化・集約化計画」が本計画のどこに該当しているのか分かる記載をしてほしい。</p>	目次に「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理広域化・集約化計画」の該当箇所が分かるように記載します。（目次）
2	<p>【一般廃棄物（最終処分率）の推計】 近似曲線を見ると、減少傾向というよりも、令和3年度以降はリサイクル率の推計と同様、横ばい傾向と考える。</p>	令和元年度から令和12年度の中長期的には減少しているため、減少傾向と考えています。（P28）
3	<p>【廃棄物処理計画（第5期）における数値目標に対する評価（一般廃棄物）】 最終処分量については、「民間事業者への委託に伴い、焼却灰等の再資源化が増加したことを理由に大幅に減少した」とされているが、リサイクル率が増加している理由も同様ではないか。</p>	ご指摘のとおり「焼却灰等の再資源化の増加」はリサイクル率の上昇要因の1つであると考えられますが、最終処分量については、令和5年度実績値と令和7年度目標値の差が大きいため、要因を特に明記しています。（P30）
4	<p>【一般廃棄物の数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の設定にあたり、トレンド法の数値とは異なる数値が設定されている。 ・「1人1日当たりの排出量」について、今回示された目標値に沿った形で市町村としての目標値を設定した場合、令和6年度実績から1人当たり100g以上の削減する必要があり、総排出量は6年平均にして10%以上、重量に換算すると令和6年度から令和12年度までに1万トン以上の減量が必要となる。数値目標を具体的な重量で捉えるのか、又は前年度比でどの程度の割合を減少させるのかは、各自治体のごみ処理の実情によって意味合いが変わってくる。 ・リサイクル率の上昇についても、市街地では民間回収の拡大に伴う排出機会の増加により、自治体回収におけるリサイクル率は低下傾向にある。数値目標の達成には、自治体の数値に現れない県民の取り組みを県が補完し算定する等が望ましい。 ・数値目標は各自治体の処理の実情等にもよるが、その積み上げにより達成されるものである。実情に配慮した数値目標の設定は難しいと思うが、達成への裏付けのある目標を設定してほしい。 	一般廃棄物の数値目標については、各市町村の数値の積上げではなく、県の役割として、県全体の将来的な方向性を示すものであり、4Rの取組を加速していくため、高い目標値を掲げています。市町村におかれでは、この方向性を共有いただき、各市町村の実情に応じて、取組を一層推進していただきたいと考えています。リサイクル率の数値目標については、民間回収の数値を含めたリサイクル率の算定は現状では困難であるため、一般廃棄物処理事業実態調査の数値を基に設定していますが、ご指摘のとおり民間回収の取組状況の把握は必要であると考えていますので、把握方法等について研究してまいります。

番号	ご意見	県の考え方
5	<p>【各主体の役割（概念図）】</p> <p>【事業者等】に「産業廃棄物の適正処理」が記載されているが、「事業系一般廃棄物の適正処理（排出）」も記載すべきと考える。</p>	該当箇所を「廃棄物の適正排出・処理」に修正します。 (P39)
6	<p>【各主体の役割（排出事業者の役割）】</p> <p>産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別することが記載されているが、事業系一般廃棄物を減量する役割も有しているので、そのような内容が分かる記載をすべきと考える。</p>	第3章の2（事業者の役割）に、排出事業者の役割として、産業廃棄物と一般廃棄物について減量化に取り組むことを記載します。 (P40)
7	<p>【一般廃棄物の適正処理の確保】</p> <p>住民だけではなく、事業系一般廃棄物を排出する事業者の適正な分別・排出に関する事項を記載すべきと考える。</p>	第4章第4節（適正な再生利用（リサイクル）の推進）に、事業者の分別排出の推進について記載しています。 (P67)
8	<p>【公共関与による施設整備】</p> <p>県主導による一般廃棄物最終処分場の建設を検討いただきたい。</p> <p>(1) 一般廃棄物の処理は市町村の責務であり、最終処分も自己処理が原則だが、施設の延命化や自前の施設を確保できない等の理由から、県内の自治体の殆どが一部又は全部を処理委託している状況にあり、運搬費用を含めた財政負担が大きくなっている。</p> <p>(2) 最終処分場の設置基準は、一般廃棄物も産業廃棄物も同じであり、県が関与して一般及び産業廃棄物の最終処分場を整備している事例がある。</p> <p>(3) 中信地区における最終処分場はひっ迫した状況にあり、県による公共関与のもと、広域的かつ循環型社会にふさわしい施設整備が望まれる。</p>	一般廃棄物の最終処分場の整備については、一般廃棄物の統括的な処理責任に基づき、市町村において整備いただくことが基本であると考えています。
9	<p>【長期広域化・集約化計画の策定】</p> <p>令和9年度末を目指して別途予定されている「長期広域化・集約化計画」は、県がリーダーシップをとって進めていただきたい。</p>	<p>第3章の4（県の役割）に、ごみ処理の広域化・集約化を進めることを明記しています。 (P41)</p> <p>また、令和6年3月の環境省通知では都道府県が主体となり、管内市町村と密に連携して計画を策定することとされており、当該通知を踏まえて策定作業を進めています。</p>

4 パブリックコメントの結果について

- (1) 募集期間 令和7年11月25日（火）から令和7年12月24日（水）まで
- (2) 意見の提出数 3件
- (3) 意見の概要

番号	ご意見	県の考え方
1	<p>家庭における食品廃棄や一般廃棄の減少策として、学校における教育は重要と考えます。すでに行われていることかも知れませんが、家庭科の課題や夏休みの自由研究等で、「我が家のゴミ調べ」のような取り組みを、広げてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>お寄せいただいた御意見も踏まえ、市町村、教育関係機関、環境団体と連携し、環境等に係る持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方等も踏まえ、児童・生徒等の次世代を担う子ども達への環境教育を推進してまいります。</p>
2	<p>太陽光パネルの廃棄問題は、今後重要な問題になってくると思います。現状、リサイクルの技術も確立していない中で、放置や不法投棄の問題が出てくるのではないかでしょうか、この点は国の施策でもありますが、県としても監視を強化してほしいと思います。また、山林や田畠での大規模太陽光で事業終了後に原状復帰がなされるのかも非常に关心があり、事業者に対しての義務化も強くもとめたいと思います。</p>	<p>太陽光パネルを含めた不法投棄対策については、第5章（廃棄物の適正処理の推進）に記載のとおり、監視等による不法投棄防止に努めてまいります。また、長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例では、事業者に対して維持管理計画の作成・公表、同計画に基づく維持管理、太陽光発電施設の撤去の届出等を義務付けています。</p>
3	<p>第4節の2「施策の展開」(2)「太陽光パネルのリサイクル」（60ページ）において、「県では・・・条例に基づき、・・・太陽光パネルの適正な廃棄方法等を記載した維持管理計画の作成・公表を義務付けています。」（17行～19行）とありますが、現行の条例及び条例施行規則においては、維持管理計画の作成・公表が義務付けされていることは読み取れます、「適正な廃棄方法等の記載」に関しては義務付けを読み取れません。</p> <p>維持管理計画の様式についても、条例や条例施行規則では定められておらず、その他の様式集の中で「参考様式」として示され、求められる記載も「太陽光発電施設を撤去する際の対応」に留まっています。</p> <p>素案にある「義務付けています」の記載は、今後、条例や条例施行規則を改正して、義務付けの内容を明記するということなのでしょうか。</p> <p>県施策においては、太陽光パネル設置に関しては各種制度設計が図られていますが、太陽光パネルのリサイクルに関しては「関係団体や国との連携・・・」という記載となっていることから、リサイクルに係る県としての考え方や方向性を明確に示すことも必要と考えます。</p> <p>また、義務付けを求めるのであれば、少なくとも条例規則以上のレベルで規定する必要があると考えます。</p>	<p>長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例は、主としていわゆる野立ての太陽光発電施設の設置に関する手続き等について規定したものであり、太陽光パネルのリサイクルや廃棄方法等に関して規定しているものではありません。</p> <p>計画素案に記載している義務付けは、同条例に基づく維持管理計画の作成・公表のことであり、今後、条例又は施行規則を改正する趣旨ではありません。</p> <p>ただし、太陽光パネルのリサイクルや適正な廃棄は重要な社会的課題であり、現在、国において太陽光パネルのリサイクル推進法の検討が進められているところです。県では、リサイクルの推進について実効性のある措置が講じられるよう国に要望するとともに、国における当該法律の運用に当たり連携協力してまいります。</p>